

諏訪広域連合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月30日

諏訪広域連合長

金子 ゆかり

諏訪広域連合条例第5号

諏訪広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

諏訪広域連合火災予防条例（平成12年諏訪広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。

第20条に次の1項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。